

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会
第21回歴史的風土部会及び第6回古都保存のあり方検討小委員会
合同会議

平成28年8月2日

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会第21回歴史的風土部会及び第6回古都保存のあり方検討小委員会合同会議を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、事務局を務めさせていただきます国土交通省都市局公園緑地・景観課、景観・歴史文化環境整備室長でございます。よろしくお願いいたします。

まず、定足数の関係ですが、本日ご出席の委員、臨時委員及び専門委員は、歴史的風土部会の委員等につきましては17名中15名、古都保存のあり方検討小委員会の委員等につきましては10名中8名でございます。それぞれ定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。ご出席の委員の皆様のご紹介は、座席表の配付をもってかえさせていただきます。

次に、事務局の出席者につきまして、昨年8月7日に開催いたしました第20回歴史的風土部会及び第1回古都保存のあり方検討小委員会合同会議以降、異動がありましたのでご紹介させていただきます。

大臣官房審議官でございます。

【大臣官房審議官】 よろしくお願いたします。

【事務局】 都市局総務課長でございます。

【都市局総務課長】 よろしくお願いたします。

【事務局】 都市局公園緑地・景観課長でございます。

【都市局公園緑地・景観課長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 次に、資料でございますが、お手元に一覧表とともに資料1から6、参考資料1から5-2をお配りしてございます。これらのほか、D委員からのご意見を1枚お配りしております。ご確認をいただきまして、不足がございましたらお申しつけください。

それでは、議事に進みたいと思います。ご発言をしていただく際には、目の前にございますマイクのスイッチをオンにいただき、ご発言の終了後はスイッチをオフにいただきますようお願い申し上げます。

これからの議事進行は、部会長兼小委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【部会長兼小委員長】 皆様、改めましておはようございます。本日は本当にお暑いところ、また夏休みに入って8月の最初ということでお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今お話しいただきましたように、昨年7月に歴史的風土部会に古都保存のあり方検討小委員会が設置されて、これまで委員の皆様方に、お忙しいところ5回の小委員会を開催して議論をさせていただいてきました。本日、それらの議論を踏まえ、小委員会報告(案)という形で事務局として取りまとめてまいりました。また、古都保存法及び明日香法に基づ

く歴史的風土保存計画の変更（案）も作成しております。本日、机上に配付しております両案につきましては、まだまだ今日、皆様にご意見いただく部分もございますかと思っておりますけれども、前回の小委員会における委員の皆様、非常に建設的かつ前向きなご意見を多数いただきました。それらを踏まえ、修正し、その後パブリックコメントを実施させていただきました。そして、そこで寄せられた意見を踏まえ、事務局にてまとめたものとなっております。

なお、歴史的風土部会報告（案）につきましては、小委員会報告（案）と同一にしたいと考えておりますので、資料については省略しております。

それでは、今日はちょっと分厚い資料になっておりますけれども、事務局からこれまでの審議経過につきまして説明をお願いいたします。

【事務局】 よろしくお願ひいたします。資料2、3について連続で説明をさせていただきます。

資料2は、今、部会長兼小委員長からもご説明がございましたけれども、昨年7月に小委員会が設置されて以来、8月に1回目の小委員会を第20回歴史的風土部会と合同で開催させていただいております。その後、11月に奈良で、現地での古都保存、歴史まちづくりに係る発表をいただきながら議論をいただきました。また、3回目では歴史まちづくりに関して亀山市、高岡市から発表をいただき、28年3月には神奈川県から古都保存に関する発表をいただき、前回、第5回では小委員会の報告案、また歴史的風土保存計画の変更案に関してご議論をいただきました。その後、パブリックコメントを行いまして、本日の合同会議に至っております。

続きまして資料3でございますけれども、小委員会の報告案、保存計画の変更案に関してご議論いただいた指摘事項等となっております。1枚目が古都保存の関係でございます、括弧内にありますとおり、歴史的風土の保存の担い手というものが多様化しているのではないかとのご指摘をいただきました。1つ目の丸、2つ目の丸にございますとおり、若い世代をいかに取り込んでいくかが大事ではないかという視点、それから3点目にございますとおり、民間企業や子供たちも取り込んでいく、あるいは育成していくという視点が必要なのではないかというところ。4点目にございますけれども、団体だけではなくて個人、個としての興味が赴くままに活動されるという傾向もあるのではないかとのご意見。それから5点目として、担い手ということ言うと重みや責任というものも伴ってくるのではないかと、それ以外にも少し軽い形で参画される方がいるのではないかとのご意見。それから6点目ですけれども、こういうときの関与の仕方として下刈り作業などの形、あるいはお金を出すといった二者択一的な担い手像だけではなく応援の仕方、支援の仕方というのも多様であるということ。7点目に、担い手の周りでドーナツ状に関与している人がいるのだろうとのご意見をいただきました。そういった方々というのは、8点目にございますけれども、歴史的風土の活用というものとも深く関与してくるだろうし、最後の9点目にございますけれども、教育と連携をしていくことも大事であろうという意見をいただきました。

また、担い手とも大きく関連しますけれども、自然的環境の活用という意味では、1つ目の丸にございますとおり、いろいろな人が関わっていくということであるとか、2つ目の丸にございますとおり、木材を薪ストーブや伝統行事など、いろんなものに活用していくということも大事ではないかということ、竹林のタケノコなどの例示をいただきながらご意見いただいたところです。

めくっていただきまして、歴史まちづくりの関係では、景観施策の充実による地域の魅力

向上について書いてございますけれども、歴史的風致維持向上計画の第二期の認定に当たって、景観計画を要件とするかどうかというところでご議論をいただきました。歴史文化資産に関しては、例えば戦災復興で整備された駅前や並木道、見事なものなどは、こういうものも資産になっていくだろうということで、時代とともに広がっていくのではないかとご指摘をいただきました。

それから、その他としておりますけれども、熊本の震災もございましたので、計画にしっかり位置づける建物というのは、被害に遭ったときにもサポートしやすい部分があるのではないかとということで、計画策定が震災などに備える意味でも役に立つということに記載したほうがいいんじゃないかというご意見をいただきました。

それから、報告（案）に関しては、全般としてはいいけれども、見る側にポイントを分かりやすくする工夫をしてもいいんじゃないかということ、ご意見としていただいております。

最後に、（２）として歴史的風土保存計画（案）についてでございますけれども、樹林の間伐や下刈りということだけではなくて、時には大きな木を切る、持続的な利用をする上ではそういうことが大事ではないかというご指摘をいただいております。

以上です。

【部会長兼小委員長】 ありがとうございます。次に、議事（１）の小委員会報告と議事（２）歴史的風土保存計画変更（案）について、事務局からパブリックコメントの結果の報告を含め、資料の説明をお願いいたします。

【事務局】 連続になって恐縮ですが、資料４から６についてご説明させていただきます。

４に委員会報告（案）、５に保存計画の変更の案、６にパブリックコメントの結果となっております。

まず資料４－１でございますけれども、前回の意見を踏まえつつ、大枠について４－１でご説明をさせていただきたいと思っております。まず、おさらい的になりますけれども、古都・歴史まちづくりを取り巻く状況も、やはり少子高齢化や人口減少もあるという状況の中でございます。古都保存に関しては、法制定から５０年ということで、１０都市の指定がなされております。国が保存区域を指定し、計画を決定し、指定都市において保存地区を都市計画決定する、土地の買入れ事業がついてくるという中身でございます。これに関して現状・課題ということでは、自治体による買入れ地が経年的増加で管理水準が低下してくるという状況であるとか、自然的環境が変化する、ナラ枯れ等もありましたというところがございます。

一方で、それにも関連するわけですが、生活、生業の中で歴史的風土への人々の関わりというものが希薄化してきたというところもございます。他方で、先ほどのご指摘にもありましたけれども、担い手あるいは担い手を支援する企業や個人というものが参画してきているという状況もございます。

右のほうへ移っていただいて、歴史まちづくりでございますけれども、平成２０年に法制定がされて以来、現在、５６都市の計画認定がなされているという状況でございます。こちらは国は方針のみを作成し、市町村が計画策定をした上で、市町村が策定した計画を国のほうで認定するという枠組みでございます。現状・課題ということでは、歴史的な建造物の空き家化、滅失というところもあり、こちらもやはり民間主体が保全活用を行っている、それをもっと伸ばすということも課題になってくるのではないかとご指摘をいただきました。

1枚おめくりいただきますと、課題の部分を受けて、委員会報告（案）の概要というものを整理させていただいております。前回のご意見も踏まえつつ、もう少し分かりやすくということで、本文でいきますと目次の部分に当たりますけれども、大きな丸で書いているところで、あり方の内容を表現させていただいております。

古都保存の今後のあり方ですけれども、1つ目に病虫害対策等、歴史的風土を構成する自然的環境のマネジメントの強化ということで、関係省庁の連携の上ということもありますけれども、最後のポツにありますとおり、樹林の適切な伐採・更新、間伐、下草刈りを実施していこうという内容。それから2つ目の丸で、歴史的風土の保存の担い手やサポーターの拡大ということですが、例えば民間主体をきっちり位置づけて顕彰することや、民間企業の協働を募るための枠組み構築、先ほど薪ストーブの例もありましたけれども、伐採木とか収穫物というものをうまく収益につなげていくことができないかということを書かせていただいております。

3点目に、歴史的風土の価値の情報発信・理解増進の推進ということで、ここは一般的にはもちろん、知ってもらおうという取り組みを積極的にやっていく必要があるわけですが、特に若い世代に歴史的風土の意義というものを周知していくことが大事ではないかということを盛り込ませていただいております。最後の点は、景観の変化への対応ということを書かせていただいております。

右へまいりまして、歴史まちづくりの今後のあり方ということですが、こちらは1点目で、民間の資金・ノウハウの一層の活用による歴史文化資産の保全・活用ということで、内容的には前回ご議論いただいた内容を踏まえつつ、本文のところで事例を追加するなど、なるべく分かりやすくということの対応をしております。2つ目の景観施策の充実による地域の魅力向上ということで、ここが、二期計画の認定と景観計画の策定を要件化するかどうかという部分でございまして、要件化とまでは本文の中では書いておりませんが、促進はしていこうということにしております。それから3点目で、歴史まちづくりのノウハウの共有・ネットワーク化の推進ということで、3つ目のポツですが、未指定・未登録の歴史的に価値の高い建造物を整理する、あるいは明示するという観点からも、計画作成を促進することは意味があるのだということを書かせていただいております。最後に、第一期計画の適切な評価、それを踏まえた施策の充実ということが大事であるということも盛り込ませていただいております。

それから4-2のほうは報告（案）なんですけれども、ポイント的なところだけ、かいつまんでご説明させていただければと思います。3ページをおめくりいただければと思います。この後、資料6でも少し触れさせていただいておりますけれども、右の上にございますとおり、表のところの下線が引いてある部分がございます。今回、パブコメをやった結果が体裁的なご指摘だけでしたので、こういった補足の部分を書かせていただいているというのが右のグラフの説明の部分でございまして、こういう体裁の部分にご意見をいただいております、踏まえて修正をしております。

飛ばしまして6ページをおめくりいただければと思います。ドーナツ状の、歴史的風土への多様な関わりがありますというイメージ図を追加しております、担い手という、コアになるような、歴史的風土に近いところに関わってくださる方に加えて、サポーターとして人材面、あるいは資金面で支援をする主体であるとか、興味を持って活動に協力してくれる方々、

あるいは今後参画の可能性のある主体というようなものもありますということを示させていただいて、本文でもその内容を解説させていただいております。

それから10ページまで飛びますけれども、14行目以降に古都保存のあり方の中の病虫害対策であるとか、自然的環境のマネジメントの強化ということがございます。保存計画にも反映しているものですが、最後の21行目からの図のところ、間伐、下草刈りが大事だということに加えて、22行目の後から、適切な伐採・更新等も大事だということを含めさせていただいております。

それから11ページへ移りまして、表題を担い手の確保としておりましたが、義務的ではないかという意見を踏まえ、拡大とさせていただいております。また、例えば5行目の民間主体の話ですとか、9行目のサポーターとなる企業というところですが、幅広い部分まで参画いただくということを、14行目以降の具体的なイメージとして、伐採木の活用の薪ストーブなど、こういう形で進めていくということを盛り込ませていただいております。

おめくりいただきますと12ページになるんですが、歴史的風土の価値の情報発信・理解増進という意味では、やはり若い世代が大事だということで、最後の12行目以降のところの「さらに」という部分ですが、中学生等の若い世代を対象に情報発信していく、体験学習等を通じて理解を深めることが大事だということを追加させていただいております。

それから13ページまで飛んでいただきますと、今度は歴史まちづくりのほうでございます。一番最後の部分ですが、先ほど申しました景観計画の要件化の部分です。少し、要件化と書くには厳しいのではないかとのご意見も踏まえ、13ページの最後の28行目から9行目のところで、一層の充実を図るよう求めるべきであるという表現にさせていただいて、「要件」という言葉は外させていただいております。

最後になりますけれども、15ページまで飛んでいただきまして、先ほどの地震、震災に関する表現ということで、19行目ですが、歴史まちづくりを進めていく上で、公的に指定・登録はされていないものの歴史的な価値が高い建造物に関して、平時だけではなくて災害時も適切に保全する観点からも、計画作成を推進することが重要であるという内容を盛り込ませていただいております。

続けて資料5-1へ移らせていただきまして、保存計画でございますけれども、こちらは2つ目の丸のその他の部分ですが、先ほども報告の中にございました伐採をきちんと盛り込むということ、1行目、樹林の適切な伐採・更新、間伐等々、書いてありますけれども、この辺を盛り込ませていただくという変更を行うとともに、明日香村の計画に関してもともと位置づけられている風致地区と連動した書きぶりに、体裁的にも変更させていただいているという部分がございます。5-2に本文がございますけれども、5-1で代表させていただいて、割愛をさせていただきたいと思っております。

最後に資料6でございますけれども、パブリックコメントの意見募集の結果の概要でございます。小委員会報告に関しては3件、保存計画に関しては2件ということで、いずれも体裁的なもの、あるいは内容の確認的なものでしたので、今回の中としては先ほどの表のような反映をさせていただいているところであります。具体的には参考資料5-1、2に添付をさせていただいております。

以上です。

【部会長兼小委員長】 ありがとうございます。今ご説明いただきましたように、今回、資料4-1の本文を見ていただきますと、前回の先生方のご意見を入れて、なるべく写真とか、あるいは今回は歴史的風土保存への多様な関わりのイメージということで、前回、担い手というのとサポーターというのと、それをもっと広い意味で広げていく、学術や研究をしていくような人も含めて情報発信するような人、少し違うのではないかというようなご意見もいただきましたので、このドーナツ状の図面を入れさせていただきました。また、歴史というものだけではなくて、自然環境の維持管理、またそこにどういうふうに民間が入れるかということで、歴史的風土の保存の担い手やサポーターへの拡大ということで、さまざまな事例も入れさせていただき、具体的に国民の方々がかかるようなものでつくらせていただきました。特に本文では、11ページ、12ページあたりは非常に細かい、鎌倉の若い世代を対象にしたイベントなども入れていただき、分かりやすく、これからのやり方を例示しているものとなっております。

ただ、ちょっと私が気になりますのは、今回、ここにありますようにパブリックコメントが6月28日から7月11日までということで、日本国内におきましては参議院選挙ですとか都知事選の話題などがあつたせいもあるかと思えますけれども、提出意見3件、片方が2件ということで、やはり国民の方々の認識というのはまだまだ薄いというか、これは決して私たちのつくったものが、このままいいよということではなくて、読んでいただけている方の数の少なさも示されているものだと思っておりますので、ここについては深刻に受けとめさせていただきます。

それでは、特にこのカラーのバージョンを中心に、古都保存のあり方と、歴史的風土保存計画変更の部分と両方ご説明いただきましたので、特に小委員会にご出席でない先生方、今日、多くご出席賜っておりますので、そのあたりからご質問、あるいはご意見等、賜ればと思います。よろしく願いいたします。後ほど小委員会の先生方にも十分にご意見いただきますので、まずはそのあたりからと思っております。

いかがでございますでしょうか。

【A委員】 2点、質問させていただきたいと存じます。

1点目は、報告書の10ページの下のほうに、京都市の取組の図がございますが、これがどういう意味でここにあるのか、ご説明いただきたいと思います。といいますのは、この前にある本文のところでは、病虫害対策などについての話が中心であろうと思いましたのと、あと、この施策のあり方に対応する課題のところでは、5ページに、奈良県、京都市、滋賀県と書いてありますけれども、京都市については具体的な課題は指摘されていない中で、京都市の取り組みをここで図として入れていることの意味について、お教えいただきたいと存じます。

2点目は、報告書の13ページの4～5行目のところで、「景観に関する統一的なルールの策定やそれに則した施策を実施」するとございますが、これは、この報告書の7ページでも京都市の眺望景観創生条例などの例も挙げられておりますけれども、こういった各地方公共団体の自主的な取り組みに委ねるというよりは、むしろ国として統一的なルールの策定を進めていこうという立場なのかということをお伺いしたいと存じます。先ほど、歴史まちづくりのほうでも第二期の認定に当たって景観計画の策定を要件とするかという話がございますけれども、国の側から、あるいは法律でもってこういった要件を課すという方向性を打ち

出しているのかどうかについて、お教えいただきたいと思います。以上でございます。

【部会長兼小委員長】 ありがとうございます。最初の2点につきまして、事務局のほうからお答えいただけますでしょうか。

【事務局】 ご指摘ありがとうございます。また誤字、脱字、失礼いたしました。ご指摘の部分のまず京都市の例、10ページの図でございます。これは本文の表現ぶりが確かに足りなかったのかもしれませんが、同じく10ページの19行目以降に、行政だけではなくて防災や景観や幅広い人たちと協働を進めることが大事だと書いてございます。その前提として行政の中でも関係部局がしっかりと連携をするということが大事だということを表現するため、事例を書き加えさせていただいたものです。

それから、京都市に関する課題がないというところでございますけれども、ここは、あまり目立つ形ではないのですけれども、いろんな病虫害に関する課題があるということも含めて、課題という意味では、古都全般のことをお伝えしたかったということもあります。5ページの12行目以降に、例えばマツ枯れやナラ枯れの病虫害などもあるということ、奈良県、京都市、滋賀県ではというふうに書かせていただいております、森林に関するいろんな課題というものは、古都のいずれの都市でも発生していると。その発生の仕方は違うけれどもということで表現させていただいたつもりでございました。

それから2点目の、13ページの4行目から5行目の部分ですけれども、ルールの部分でございます。古都に関しては、古都保存の保存計画あるいは保存区域というものを国のほうで示させていただいております、歴史まちづくりも同じなんですけれども、景観の部分は自治体独自のいろんな取り組みを進めていただくという整理にしています。保存区域の外というのは、市町村による取り組みというものを進めていただきたいという表現ぶりにしています。実は歴史まちづくりのほうで景観計画の要件化ということは、前回、先生方に議論をいただきました。要件化と書いて促進することも良いというご意見、要件化するというのは、地域の実情に応じているかどうかというのは、ちょっとどうかという推敲をいただき、少し和らげた表現ぶりにさせていただいております。

以上です。

【部会長兼小委員長】 ほかにございますでしょうか。B委員、お願いします。

【B委員】 小委員会の報告をまとめていただきまして、誠にご苦労さまでございました。内容そのものについてはこれで大変結構かなというふうに思いますけれども、小委員会の議論の中でこういうことは議論されたのかどうかということをお伺いしてもよろしいですか。

古都保存のほうなんですけれども、今回、どちらかという維持管理の担い手の話が、報告書の中ではメインの施策の方向性として取り上げられておりますけれども、もう少し施策の全体の、例えば財源の問題とか、そういうところまで含めた古都保存の仕組みの持続可能性というんでしょうか、そういうあたりまで少し議論されたのかどうかということをお聞きしたい。

歴史まちづくりのほうは、この認定計画をつくられると、どういう計画が望ましいかという視点では大変丁寧に記述されているんですけれども、そもそも5年間で56ですか。たしか景観法は5年たったなら100は軽く超えていたと思うんですね。それに比べると、この数自体をどう評価するか、あるいは景観計画はわりとムチの部分もあるので、それに比べるとこの歴史的風致維持向上計画のほうは、あってもあまり邪魔にならないものですよ。にも

かわらず、数がこれぐらいになっているということ自体の評価、あるいはこれをどうやって増やしていくかといったあたりの議論はどうなっていたのかということ、ちょっとお伺いできればと思います。

【部会長兼小委員長】 ありがとうございます。では、先に事務局のほうからお答えしていただいてもよろしゅうございますか。財源については一応、内容的には議論した上で、CSRも含めて今後の、市民も含めたところはあったと思うんですけども。

【事務局】 まず、古都保存の維持管理の財源の問題につきましては、自治体による買入れ地が年々増加してきていて、その維持管理負担が厳しくなっているという課題認識はした上で議論していただいたわけです。国の財政状況も厳しい中で、新たに維持管理について財源を拡充していくということは、すぐに対応することは難しい状況の中でどうやっていろんな人を巻き込んで維持管理の担い手を増やしていったり、いろんな協力を得ながらどうやって水準を維持していくかというあたりに、だんだんと議論がそちらのほうに向かっていったということです。そういうことで、この財源の部分については、あまり深く突っ込んで議論し切れていないというか、現実問題として我々のほうも、なかなかそこは対応し切れない部分があるかなということで、このようなまとめになっております。

あと、歴史まちづくり計画の認定の数でございますけど、56というのが多いのか少ないのかということですが、景観計画との比較におきましては、景観計画はどこの自治体でも基本的には作っていただきたい計画かなと思っております。歴史まちづくり計画のほうは、どちらかという制度のスキーム自体が、歴史的な資源を生かしたまちづくりを全体的にパッケージで支援するということでありますので、自治体のほうでそういう支援が必要かどうかというところのニーズの問題と、あと、やはり歴史的資源を生かしてまちづくりをする上で、中身についても歴史的風致のあり方とか、1件1件かなり、1年以上かけて文化庁や農水省と一緒に協議をしながらやっているところもございまして、そういう意味では日々、我々担当者が毎日のように協議をやっているんですけど、そういう中で精力的にやった結果として、この56という数字になっていますので、それなりに増えてきているのかなというふうには、我々は考えております。

また、今後、歴史まちづくり計画を作成したいという意向のある自治体は80ぐらいございますので、そこについて今後も引き続き協議を進めていきたいというふうに考えております。さらに、今回いろいろとご指摘をいただいた中で、平常時だけじゃなくて災害時の対応でも歴史まちづくり計画が有効だという話もございましたので、そういう部分とか、歴史まちづくりの効果も含めて我々の方でも一層周知し、今後も歴史まちづくりをやりたいという市町村を増やしていきたいというふうには考えております。

【部会長兼小委員長】 ちょっとだけ補足させていただきますと、今回の維持管理費につきましては、国土交通省だけではなく、林野庁も含めた各省の、今まではあまり顕在化していなかった幾つかのツールがあるという点ですとか、あとは、歴史まちづくりの場合には補助事業ということで、景観計画はつくったからすぐに予算が翌年度から出ていくかというところではないですけども。歴史まちづくりの場合には、きちんとした計画が策定されますと、その後それに伴ってさまざまな支援の事業が実施される、その予算も含めて年間これくらいというのがいいのかどうかというところはございます。

ただ、これは私見なんですけれども、景観計画の場合は各市町村で結構、都市計画の方々

も含めて人員が、新しく景観計画の専門の人間ですとか、景観審議会の専門の担当ですとかということで、各市の中で複数の人員が割かれていますけれども、歴史まちづくりについては国の担当の方がつきっきりできちんと、微に入り細に入りいろいろフォローして計画が策定できるというところまで至っています。そこには多少、国土交通省さんの体制も含めて、もうちょっと人数が増えてきちんできればいいのかもしれないんですけども、そこらあたりも含めて、これは今後の課題として、第2段階に入ってきていますので、コンサルティングというんですか、そういうところも含めたご指導の体制が、国土交通省さんのほうでも少し考えていただけるとありがたいのかなと。今の業務の中でなかなか、仕切るの難しいのかなというふうに、そばで見ている感じしております。

先生、何か補足はございますか。

【B委員】 お話はよく分かりましたし、そういうことは大体、理解はしているつもりなんですが、国が毎日のように協議されるということが本当にいいのかどうかということも含めて、認定のあり方やそこにつながるまでの支援みたいなことをされたほうがいいのかなど。もちろん、補助が出るのできちん認定をするということは大事なんですけれども、つくった以上はできるだけ多くのところで使っていただくということが基本だと思いますので、なるべく市町村に使用していただけるような、国としての支援のあり方をぜひ考えていただければと思います。以上です。

【部会長兼小委員長】 9月からの動きみたいなものは多少、お話しただけるところがありましたら、歴史まちづくりの今後の方向性というか。

【事務局】 今のご指摘はごもっともだと思います。さっき、震災のところで計画策定の推進ということも書きましたけれども、計画にどう着手していいかわからないという向きも、たぶんあると思いますので、例えば現在の運用指針ですとかをもう少し分かりやすくするなどの工夫を図ろうかという検討はしております。また、歴史まちづくりに関しては担当者の会議等も行っておりますので、こういうものも活用しながら、いろんなことを自治体の方とキャッチボールさせていただきたいと思っております。

【部会長兼小委員長】 歴まちについては非常に大きな参考サイトが運用されていますので、ぜひ先生方につきましては、各市町村さんにあのサイトをご覧くださいようお願いできればと思っております。

それでは、ほかの先生方からいかがでございますか。C委員。

【C委員】 とてもきめ細かに、丁寧にまとめられていて、皆さんそれぞれ本当に大変だっただろうなど、人ごとみたいな言い方で申し訳ないんですけども。ただ、どうしてもちょっと気になるのが、今もお話がありましたように、認定というところにやはり、いろいろ縛りが入ってくるわけですね。もう少し気楽に、現地の方、古都保存にしても歴史まちづくりにしましても、国が認定するというほどの何かではなくて、ここに書いてあるサポーターの参画という、このサポーター制度で何らかの認証という、また認定と一緒にしちゃうんですけども、何か名目をつくって、あなたはこういうことのサポーターですよという自治体からの何らかの印があると、人ってすごくやる気になるんじゃないかなと思いました。やっぱり意識を持つことで見方も違ってきますので、そういうちょっと軽いところで何か考えられないかなと思いました。

あと、いろいろと出ておりますが、うれしいなと思いましたが、以前は保存といいます

と絶対に何もいじっちゃいけないという感じでしたが、今、森林資源に関して適当な伐採とか、収穫物をどうにかしていいというのが入るのはとてもほっといたします。ただ、1点気になりますのが、今ある、例えば背景の山なり丘なりに生えている木があるとして、これは本来、もともとそこにあった木なのかどうか。もしかしたら戦後の植林でスギをみんなで一斉に植えたみたいな、そのときに植えた植物の種類にあまりとらわれると、本来の姿ではないんじゃないかと思うんですね。過去60年、70年というスパンにおいては、確かにこれが過去の姿かもしれませんが、本来その地形が持っている植栽というのはありますよね、自然にあったもの。そっちに戻すということをもう少し積極的にやってもいいかなと思いました。

また、こういうふうに伐採とか収穫物の収益を保存活動に充てるというのはとてもいいことなので、とにかくがんじがらめにすると、何もいじっちゃいけないということになりますので、先日も全然別のことなんでしょうが、京都の深泥沼でじゅんさいが異常発生して、大変すばらしいじゅんさいがいっぱいできているんですが、増え過ぎて水質、酸素が減っちゃってほかの生き物が圧迫されると。そのじゅんさいを刈り取らなきゃいけないんですけども、自然保護地域として指定されているので、刈り取ったじゅんさいをどうするかというと、破棄しなきゃいけないらしいんですね。非常にもったいない、この融通がきかないというのを、融通がきき過ぎるとそこにまたいろんな落とし穴も出てくるんですけども、もう少し国のこういうものの運営のあり方というのを、風通しをよくして融通がきくようにしないと、何かやりたいなと思っても下手に手を挙げちゃいけないんじゃないか、下手に手をつけると大変なことになるんじゃないか、一生がんじがらめだという感じになっちゃうとまずいなと思いました。

だから今、間違っただけ失礼なんですけれども、森林資源を守るということに皆さん、すごく一生懸命なんですけど、森林資源を守るということは、そのままにしておくことじゃなくて、本当に適当な伐採は必要なんですよね。生き続けさせなければいけない。それをやりやすくするような見せ方とか、さっき言いましたサポーターの何らかの、バッジ1つでもいいし、名刺に書いてもいいですけども。

【部長兼小委員長】 モチベーションにつながるようなものですよ。

【C委員】 そうですね。と思いました。感想を含めですが。

あと、今それぞれホームページなどで情報発信はされているんですけども、お互いにこういうものはリンクを張り合うことが大事だと思いますので、ある1つのホームページにたどり着いたら、次々もづる式にいろんなことが分かるように、見せ方ですね、そういうのは今後、もっと工夫していくべきかなと思いました。

【部長兼小委員長】 ありがとうございます。今いただいたご意見、とても大事な意見だと思いますし、日本人は褒め育てが下手ですし、サポーターのお話も当初は、こんな掃除とかして、楽しくないんじゃないかというお話もいただきましたので、ぜひ、バッジなのか何かよく分かりませんが、認証というか、そういったものは必要かと思っています。

また、今回の報告の中の特徴としては、薪ストーブですとか、国交省さんの中で生物多様性だとか環境共生だとか、さまざまな分野を取り扱っていただいています、単なる歴史という部分ではなくて、そういう部分にもかなり言及していただいたということで、そのあたりの連携も今後、含まれるのではないかと思います。

小委員会のメンバーではございますけど、今のことに関連してD委員からお話しいただいたほうがいいですね。

【D委員】 おそらくこの意見とも関連するので、そのときに。

【部会長兼小委員長】 それではD委員から、今日いただいている意見も含めて、お願いいたします。こちらの赤いコメントが入っている、今日いただいたもので。

【D委員】 大変、修正いただいて、いい形で完成に向けてできていると思うんですけども、幾つか、その後気がついたこととか、先月、滋賀県で行われました古都保存法の事業報告に参加させていただいて、滋賀県の事情をいろいろ教えていただいた中で、これは非常に大事な部分などを加えてはどうかと思ひまして、皆さんのお手元にある用紙等を用意しました。

1つ目は、7ページのところなんですけれども、景観の変化のところ、京都市の眺望に関連する保全施策があるんですが、滋賀県は滋賀県で違った事情があって、赤の部分が足したらどうかというふうに考えているところなんです。滋賀県における古都大津と歴史街道と書いてありますが、これは「歴史的な街道」と言うほうがいいようですので、そちらに変えていただきまして、「歴史的な街道との連続性及び琵琶湖対岸も含めた眺望景観の保全・活用の事例のように、行政界をまたいだ広域連携も重要である」ということで、このことは古都法の指定範囲だけじゃなくて、その周辺とどううまくつなげながらやるかということ考えると、道などの連続性とか、滋賀県の場合は琵琶湖があるので、対岸も含めた一体となった眺望というのを、行政界をまたいだ広域連携ということを重視しながらやる必要がありますので、また違った観点から大事だと思ひましたので、記述いたしました。

それから10ページの4番目の病虫害対策等、歴史的風土を構成する自然的環境マネジメントの強化なんですけど、ここに至るまでに既に文脈の中では述べられてきていると思うんですが、それをしっかり明文化するというので、最後のところに、「そして、伝統文化を支えてきた森林等の再生、農林業等の人々の営みや生活文化と密接に結びついてきた自然的環境の維持・創出など、文化的な背景を踏まえたマネジメントが求められる」ということで、先ほどC委員がおっしゃっていたように、あるものを手入れするというだけではなくて、本来そこにあるべき森林とか、あるいは長年にわたって伝統文化を支えてきた、例えば五山の送り火の場合は松林というのが非常に大事なんですけども、松がほとんどなくなってしまっているような状況では、そういった森林を再生するというふうな形の視点も大事なことで、その部分を加えさせていただいております。

大きな点はこの2点なんですけど、若干、細かい点で本文のところ、幾つか加えて申し上げたいと思います。1つ目が、1ページ目のはじめにのところで、それから、古都保存の意義に関するところで、委員会の中での議論として、樹林地という部分は非常に中心的に扱われてきたと思うんですが、それ以外にもやはり農地だとか、周辺の河川とか市街地という部分も大事だということで、そういう言葉が入っているほうがより、何を大事にするべきかということが明確になるので、2段落目にあります「しかしながら近年、歴史的風土を構成する樹林地等」とあるんですが、ここにあって「樹林地や農地等の」ということで、京都の場合は非常に多くの農地も指定対象になっておりますので、農地という言葉を入れていただくと、また違った観点にも関心が及ぶと思います。それから、その3行目になるんですが、「その周辺を含めた景観の保全や」とありますが、ここにあって「周辺の河川、市街地等を含めた景

観の保全や」というふうな形で、場合によっては河川とかは保存区域から外れている場合が大部分なので、やはり河川等も含めるとか、あるいは市街地になっていても、そこも含めた形で考えていくということで、この2つの言葉を入れていただくということ。こういうふうなことも踏まえてなんですけれども、2. 古都保存・歴史まちづくりの意義の(1)の最後の段落にかけて「古都保存法に基づき保存が図られている歴史的風土は、次に示すように」とありますが、ここにあって「歴史的風土は、歴史的建造物と一体となった自然的環境であり」というふうに、歴史的風土というのが実際に何なのかというのを考えたときには、やはり歴史的な建造物があり、さらにその周辺に自然的環境が一体となる、初めて歴史的風土になるということで、この文言を足すほうがいいんじゃないかというふうに、ちょっと検討いただけるといいなと思います。

それから、細かいことではあるんですが、2ページ目の五山の送り火の、三山に関連する表現で、2ページ目の最後なんですけれども、「三山のアカマツが薪や炭等の燃料」とあるんですけれども、三山のアカマツは、厳密に申しますと炭にはほとんど使われていないので、アカマツが薪等のということで、炭はカットしていただくと同時に、次の3ページにわたって書かれている、最後の「地域の文化の形成に」ということですが、京都の場合は非常に伝統文化という言葉をいろんな場で使います。五山の送り火を出していることもあるので、「地域の伝統文化の形成に」という形で文言を入れていただくといいのではないかというふうに思います。

それから5ページ目になるんですけれども、2段落目の6行目に「買入れ地の増加により管理水準の低下が見られ」とあるんですが、買入れしたから管理水準が低下するというような、非常にマイナスのニュアンスが出てしまうのはよくなくて、やはり買入れ地をちゃんと国が責任を持って財源を出すということは大変大事なことですし、これからも必要なことだと思うので、このところは「買入れ地が増加する一方で、管理水準の低下が見られ」というような形で、切り離して表現するほうがいいんじゃないかなと思いました。

そして、最後になりますが、今日配られた資料の14ページ、歴史まちづくりに関連してなんですけど、委員会の中で私自身、ちょっと強調して申し上げたのは、できてきた町並みだけではなくて、町並みをつくるいろんな自然資源だとか、一体となった自然的環境というのがありまして。例えば木材だとか、あるいは石とか、いろんな自然資源を上手に使いながらこういった町並みが形成されてきているということなので、できたそのものをどうするかというだけではなくて、それを維持管理したり、あるいは建て替えたりするときに、できるだけ地域の資源を上手に使っていくというようなことで、「なお、具体的な計画の策定や運用に際しては」の次に「地域の自然的環境や自然資源を生かすとともに」といったような言葉を入れていただくと、ここに入れるよりも、ほかにもっといい場所があったらそちらに変えていただいてもいいんですが、この文言はどこかに入れていただけるといいかなというふうに考えております。

以上です。たくさんありましてすみません。よろしくお願いたします。

【部会長兼小委員長】 ありがとうございます。おそらく古都保存法は元々、いわゆる開発圧力に対する樹林地保全というところから始まったものですから、どうしても、とにかく樹林地を守るということが8割、9割の主眼になっております。ただ、今おっしゃられたように、やはり樹林地と農地というのは一体でございますし、そのほか河川とか市街地とか、全体の

土地利用、古都のある地域の土地利用計画のところに、こういうものが、古都保存法そのものはそんなに計画的な意味を持つものではありませんけれども、少なくともそういう視野を入れていくべきかなと思いますし、また、D委員からいただいた滋賀県琵琶湖などの広域的なもの、今まではわりと一部の、五山の送り火とか単体の資源が対象でしたけれども、やはり今の世の中で大事なものは広域的な景観と、その景観を維持していくための土地利用の施策ですとか、あるいは維持管理費の創出ですとか、そういうところが非常に大事だと思います。それに加えて、それが全て伝統的な文化という部分と、自然資源を生かすというところに意義があるというようなご意見でよろしゅうございますでしょうか。

事務局、何か今のことにつきまして、ございますか。

【事務局】 ご指摘いただいた要素を踏まえながら、文言だけ確認をさせていただきながら、含めさせていただきたいと思います。

【部会長兼小委員長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。今日は地方自治体の方々にも皆さん、出ていただいていますけれども、いかがでございませうでしょうか。どなたからでも結構でございます。では、よろしくお願ひします。

【E委員】 一言だけ申しますと、今回、特に歴史的風土保存計画の変更案で、皆様のご報告とセットで、樹木の適切な伐採・更新という項目をきっちり明記していただいたことは、現場のほうからしましても大変ありがたいことだと思っております。従前の歴史的風土保存計画でも、例えば鎌倉、逗子、その他の地域でも、「なお、その他必要に応じ、(中略)維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする」と記されてはいますが、どうしても現場からしますと凍結的保存ということが主にならざるを得ないところがありましたので、具体的に適切な樹木の更新をどうしていくのかというのは、なかなか踏み切れなかったのが現状でございます。防災という観点でやむを得ずというようなところが実態でございましたので、そういうものが具体的に書き込まれたことは、公有地だけではなくて民有地も含めた活動を行うという意味では、私どもの立場としては、国で定めた計画に入っているか否かというのは非常に大事なことであるというふうに認識しております。大変ありがたいことだと思っております。

また、先日も現場で担い手となっていただいております、例えばNPO法人鎌倉みどりのレンジャーの方からいろいろご意見を聞かせていただきましたところ、本当に一生懸命活動されておられ、50代の会社勤めの方が理事長を務めておられるなど、非常にお忙しい中で50名ぐらいの実働の方がさまざまな活動をしていただいていることを実感いたしました。このような方々も、森林の移り変わりを見て、今言ったようなことを悩んでおられたというのも、改めて聞かせていただきました。一方、今後どうしていくのかということは、予算措置など、まだまだ大きな課題ではありますが、まずはスタートラインであると思っております。これからいろんな形で啓蒙等をしていくかと思いますが、今回の議論をしていただいた趣旨を、できれば、実際に現場で活動している市民団体や企業の方々にどうやって伝えていくのかということ、また一緒に考えていきたいなと思っております。

【部会長兼小委員長】 今回の、今後の周知というか、あとこういう文言は別として、どういう経緯で今回の改正があって、議論も含めてどんなことが出てきたのかというのは、今お話があったように、実際にそれに携わっている方々に分かるような形で報告会ができれば、大変ありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ほかにございますでしょうか。小委員の先生方でも、これはちょっともう一言というようなこともございますので、よろしければご発言いただければと思います。F委員、お願いします。

【F委員】 ご丁寧にまとめていただきましてありがとうございます。最後の議論のときに私も発言しましたが、担い手について新たな担い手、幅広く考えましょう、狭く捉えるんじゃない、もう一つ、分かりやすい、目指すべき事例が見て分かるようにということで、大変豊かに資料を入れていただきましたことを、まずお礼を申し上げたいと思います。

私もちょっと思ったんですけれども、パブリックコメントというか、ご意見はこんなに少ないのと。あまりにもご関心が少ないと、かなりのショックを受けて。中身に関してはほとんどゼロですよ、意見。これはどういうことなんだろうとちょっと思いまして、今回、この考え方は、皆さんにご指摘いただいた、ある意味かなり考え方を転換しているわけですし、いろんな頑張る方を応援したいし、こういうことも応援したいということがございますので、ぜひもう少し分かりやすい形で、立派な報告書の案、これはもうこのまま立派だと思いますので、少し分かりやすい形でご提示いただいて、変わったんだとか、我々の活動も応援してもらえるんだなということが、多く国民の皆さんにお分かりいただけるような形で、ぜひ情報を発信していただけたらというのが感想でございます。ありがとうございます。

【部会長兼小委員長】 ありがとうございます。おそらく今回の一番の問題点ではないかと思って、私も深刻に受けとめております。それに対しては何らかの対策をしていかななくてはいけないと思っております。

ほかにございますでしょうか。G委員。

【G委員】 今、F委員のおっしゃったことと関連するんですけれども、当初、この小委員会が始まったときは、買入れ地が増えていく中で予算も限られております、あるいは管理水準がと、この制度そのものは閉じていくような、非常に難しいなという思いでスタートしたんですけれども、こうして議論していく中で、F委員が転換とおっしゃいましたけれども、凍結的な保存から新しく言葉をつくと利活用保存みたいな、それに方針転換ではないけれども、凍結的な保存もありつつ利活用保存もあるというふうに幅が広がってきたというのが、おそらく一番大きな成果だったのではないかというふうに思うんですね。ですから、もちろんこの報告書の中には言葉として盛り込まないにしても、周知する中でそういうキャッチフレーズみたいなものをどんどん積極的に出していき、その言葉で知っていただくということを、これから広報活動の中でしていくことが非常に大事なのではないかと感じました。

【部会長兼小委員長】 ありがとうございます。その辺についてはまた事務局とも話し合っ、今後の方向性を練っていきたいと思います。また、おそらくこの「古都保存のあり方」という言葉がそもそも分かりにくくて、後ろのほうに歴史的なまちづくりについては、もしかすると建築だけじゃなくてさまざまな方々が今、地域でいろいろ動いていらっしゃるの、本当は見ただけでいろいろなご意見があったのかもしれないんですけれども、「古都保存のあり方」というところでパブリックコメントという形になってしまったので、そこらあたりが一番うまく意見が拾えなかった要因かなというふうに思っております。

ほかにございますでしょうか。H委員、I委員、いかがでございますか。

【H委員】 大体、前回議論になったのは大分入れていただいて、特に担い手の問題は、大分、分かりやすいと思うんです。それから若い人たちをといるのを私もお話ししたと思いますが、

入れていただいたんですが、そのときに西村先生が最後のほう、こだわって、担い手という言葉そのものが重いんじゃないかっていうのをおっしゃっていましたよね。何かを担わせるという。

【部会長兼小委員長】 それでおそらく、サポーターというのを。

【H委員】 サポーターって入りましたけど、担い手という言葉にかわる、いい言葉ってなかなかないんですね。全体の担い手という言葉、やっぱりしっかり残っていますけれども。ただ内容的には議論の中身が大分、入れていただいているので、大変よかったと思っております。

それと今、お話に出た、私も文化財のほうの立場で考えても、文化庁も含めて非常に活用というほうに大きくかじを切ってきているんですね。私も日ごろから、活用を考えた保存できないと保存できないよという言い方をしているんですね。やっぱり、保存のための保存というのは文化財の場合、おそらくもう難しいんだろうと思うんですね。それをどういう形であれ活用するという視点がはっきりして、例えば遺跡ですと、この遺跡をどうしたいのかという、はっきりした明確な目的を持っていかないと、きちんとした整備もできないし、保存もできない、そういうところへきているんだろうと思うんですが、ただ、文化財の場合はいろんな種類がありまして、活用すると壊れてくるものがあるんですね。そういうものがたくさんあるんですね。だからそのバランスがものすごく、いつも僕は難しいとっていて、実は、明後日文化庁でその話をしてくださいと言われていたんですけども。埋蔵文化財をどう生かすかという話をするんですけども、活用は大事だということは思うんですが、あまり言い過ぎて大丈夫かなという、いつも不安も抱えていまして、そこらのバランスが非常に難しいなど。古都の場合も、古都を取り囲む景観とかというのは、やっぱり基本は守るということなんでしょうけれども、その守る意味の中身が、先ほどから出ている凍結保存ではおそらくまずいんでしょうね。凍結保存じゃない、保存の中に活用というのをどう絡ませるかということなので、軸足としては皆さんおっしゃるように、大きく、古都もそうですし文化財もそうですけれども、そちらのほうが増えているんです。とりあえずこれでいいと思うんですが、単純にそれでいくのかどうかという、私は少し微妙な疑問を持ちながら、いつも議論に参加させていただいています。ということだけ申し上げます。

【部会長兼小委員長】 ありがとうございます。I委員、あるいはJ委員、何か一言ずつございますか。I委員。

【I委員】 まず、自分の鎌倉市のことで申し訳ございませんが、このようにいろんな事例等も含めて報告書の中に出していただいて、本当にありがたい。それがまた我々、鎌倉だけではないと思うんですが、こういう活動をしているということで、ほかの自治体も含めての参考なりになってもらえればと思っています。

私は、これまで5回で、今回6回目ですが、その短い中でこのようにまとめていただいたというのは非常にありがたく思っております。特に担い手、サポーター、言葉の問題があるかと思いますが、そういう中で今後は活動拠点の整備の大切さとか、活動しやすい環境づくりについて述べていただいているということと、それから何よりも若い世代について、古都保存の大切さなり、歴史的風土の大切さを訴えていく、このようなことに情報発信をする必要性を表記していただいた。ただし、先ほどから出ていますが、これからこれをどう実践していくのか、これについては我々も含めて各自治体関係者が検討していかなきやいけない、言葉だけで終わってはいけないという思いがしました。

【部会長兼小委員長】 ありがとうございます。まさにこちらは、いわゆる小委員会報告でしかありませんので、今後どのような形でこれを実践していくかということは、さまざまな形の事業なのか、支援なのか分かりませんが、そういうものを今後つくっていくということにはなるかと思えます。よろしくお願いします。

【J委員】 この期に及んで申し上げることも特にないわけでありまして、立派な中身だと思われかけますが、まさにI委員もおっしゃったように、今後どうやってこれを実現していくか、粛々とやっていくしかないんだろうと思っております。特に民間の担い手の育成等々、言ってしまうと他人のふんどしで相撲をとるような話が非常に多い制度であるし、中身でもあるわけですので、国交省としても今後ともきちんとフォローと、あるいは皆さんおっしゃるところの啓発なりということをやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

【部会長兼小委員長】 ありがとうございます。ほかの自治体のK委員、L委員、M委員、いかがでございますか。何かあれば手短かにいただければと思います。

【K委員】 今回、凍結保存一辺倒じゃなくて、適切な維持管理の視点が大幅に加わってきたのは大変ありがたいことだと思っております。古都保存に関する実際の私どもの普段の実務はと言いますと、所管地の維持管理に関する市民とのトラブル処理とかがかなり大きな割合を占めます。そういった意味でも適切な維持管理の重要性を普段から身に染みて感じているところです。今後、維持管理の視点がますます高まっていけば、私ども自治体の負担も減るのではないかと期待しております。

【部会長兼小委員長】 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

【L委員】 先ほどD委員から滋賀県の例示を、古都保存の関係で現状と課題ということで入れていただきまして、ありがとうございます。D委員がおっしゃったとおりでございます、1つは歴史的な街道のつながり、それと琵琶湖の見る、見られる関係というのが滋賀県における「歴史的まちづくり」と「古都」に関しての課題と感じております。こうした事例を入れていただき、また、施策のあり方についても、行政界をまたいだ景観のあり方を書かれてありますので、これは非常に滋賀県にとってもありがたいと考えております。また、これを今後どう具体的にしていくかというのは、逆に滋賀県にいただいた課題かなと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

【部会長兼小委員長】 ありがとうございます。

【M委員】 奈良県でございます。議論ありがとうございます。特に今回、私ども自治体で一番困っておりますのはやはり維持管理ということでございまして、そこに突っ込んだ形で議論いただいたことは大変ありがたく思っております。

これは、私見なんですけれども、やはり維持管理、管理費ということであるのでなかなかハードルが高いのかなと。古都保存のためには管理というよりも一つの整備だろうというイメージがありますので、例えば古都保存整備事業という形で何らかの支援を国のほうにいただけたら、それはそれでありありがたいかなと。どうもありがとうございます。

【部会長兼小委員長】 ありがとうございます。皆様、ほかのご意見。N委員。

【N委員】 まだ発言していなかったのですごくよくまとまっていると思うんですけれども、最後にちょっと気がついたというか、今日のお話を伺いながら思ったのが、6ページの図を見て、サポーターと、今後参画する可能性のある主体、それであると担い手となっていま

すけど、水色の、今後参画する可能性のある主体より外側にいる一般人との間に、色つきのところに入るギャップというのがすごく大きくて、それがパブリックコメントの数の少なさ等にあらわれている気がするんですね。サポーターになるとか、この図の中に入らない、いわゆる一般の人たちの関心を引くための、何かファンを増やすための仕組み、そのようなものがもう少しあってもいいような気がしています。12ページ等に広報活動のことなどがありますが、例えば鎌倉市報、「広報かまくら」はどう見ても字が小さ過ぎて見えないんですが、SNSで説明するといったところが、何かにボランティアを増やすための広報だけではなくて、もっと気軽に古都とか歴史的風土というのが大事だということがもう少し簡単に分かるというか、ファンを増やしていくのに役に立つようなサイトみたいなものがあるといいのではないのかなと思いました。

以上です。

【部会長兼小委員長】 ありがとうございます。小さいんですけども、大きな指摘でございます。やはりこの水色に入る、その一つの段が比較的高いということで、特に身近な歴史ならともかくとして、やはり古都保存という話になりますと結構、ハードルが高いのかなと。ただ、皆さんいろんなところで、C委員のやられているマンガというツールもありますし、さまざまなツールで、カルチャーセンターみたいところで古都に学ぶようなこともやられてはいるんですけども、そういう人たちがこのサポーターになられているかというところではないので、鎌倉も含めてそういう文化的なカルチャーサロンみたいなもので、鎌倉の歴史、古文をひもといたりしていらっしゃる方は非常に多いと思うんですね。ですからここでも、いわゆる「古都に興味を持ち個人として保存に資する活動に協力する者」というふうにありますけれども、やはり若い方も含めて積極的に古都に興味を持っていただくというようなことができればと思っています。

先ほどお話しの中では、やはり古都といったときにはまだまだ若い方には、奈良、京都と鎌倉以外は思いつかない人間も多いので、できればこういうものも、国土交通省のホームページでもいいんですけども、いろんなネットワークで古都保存、古都といったときに、全ての対象の地域の情報が集まっているとか、それに対する企業の支援なんかできたときには、そういうものもみんなで共有するというようなことが今後、可能であればというふうに思っております。

今日、さまざまなご意見をいただきましたけれども、私としてはD委員の細かい追加の指摘、あるいは今、皆様方からいただいたご指摘、あるいはC委員のご指摘、それぞれがある程度の字句の追加ということで可能かと思っております。修正された小委員会報告並びに歴史的風土部会報告、歴史的風土保存計画の変更につきまして、当小委員会並びに当部会の審議結果として、皆様にご承認いただいたということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長兼小委員長】 それでは、細かい追加につきましては部会長の私に一任していただいているということで、今の内容については議決されたものとして取り扱わせていただきます。

(「異議なし」の声あり)

【部会長兼小委員長】 ありがとうございます。

それでは、特に大きな異議がないようですので、そのようにさせていただきます。事務局のほうはよろしゅうございますか。

【事務局】 はい。

【部会長兼小委員長】 それではこれで、去年8月7日から始めまして、長い間、二月に1回ぐらい開催させていただいたんですけれども、古都保存のあり方検討小委員会報告（案）、並びに歴史的風土部会報告（案）、歴史的風土保存計画変更（案）に係る審議を終了とさせていただきます。皆様、運営にご協力ありがとうございました。

報告のとりまとめに当たりましては、委員の皆様方には本当に非常に熱心に、また微に入り細に入りいろいろご意見をいただいたおかげで、このような事例入りの、少し小さいのが玉にきずで、N委員にももうちょっと大きくというふうにいただいておりますけれども。最終版につきましてはなるべく高齢者の方にも見ていただける、あるいは若い方にもぱっと見てビジュアルに目に飛び込んでくることで、古都というものに親しんでいけるようなものにさせていただきたいと思います。本当にご熱心に討議いただいたこと、お礼申し上げます。ありがとうございました。

最後に私から、今までのことを踏まえまして着座のままで一言ご挨拶を申し上げます。

以前には明日香法のほうでC委員をはじめ皆さんと議論させていただきまして、今回、50年ぶりということで、古都保存のあり方の改正につきまして、非常に大きな責任を感じておりました。といいますのは、やはり50年たって、今までのいわゆる開発圧力から御谷を守るということから始まり、各都市でもそういう市街化圧力、もちろんまだまだそういう部分もありますけれども、一方で場所の維持管理、買入れだけではなくて維持管理の問題がやはり非常に深刻になっているということが、今回の改正の中の一番のメインテーマであったかと思っております。

それが、いわゆる一般市街地で市民がいるという形ではなく、日本の古都というものに対してどう考えるか、そういうところについては実のところ、ちょっと私の力不足もあって、日本の古都というものをやはり日本人が守らなきゃいけないものとして感じて、そこに普通の地域とは違う力とお金と、皆さんの尽力も含めたもの、あるいはいろんな産物を買うということでのリピーターでもいいんですけれども、そういうものをしてやはり古都を守っていかなきゃいけない。こういうものはやはり海外の宗教に基づく古都、例えばエルサレムがあるとか、そういうものとはちょっと違って、日本の場合はなかなか難しい状況にあると思っております。

ただ、この50年前にできた制度というのは、日本でも誇るべき制度だと思いますし、それを今後どう運用していくかというのは、まさに私どもが課せられた、縮小とか撤退、そういう中でお金が、本当はないとは思わないんですけれども、こういうところの維持管理にお金を使えないという状況の中で、いかにこういうものにお金を使っていくということが、今後の日本の将来のために必要欠くことのできないことであるということ、やはり今後も主張を続けなければいけないし、中学生ぐらいのお子さんから、最近では修学旅行でも古都に行くことさえ少ない、鎌倉や奈良、京都は知っていても、それ以外の都市に訪れることなく成長していく日本の子供たちが多い中で、古都保存の重要性というものを今後とも、少しきちんとアピールしなくてはいけないということ、先ほどのまさにパブリックコメントの少なさというところが、我々が今回、一番対処しなければいけない部分だというふうに思っております。

また、企業の参加につきましては、私もこの委員会に入らせていただいたときからさまざま

ま申し上げまして、今回も事務局の方々もさまざまな企業の方々とお会いして、具体的な感触なども実際に触れていらっしゃると思いますので、そのような具体策についても今後、何らかの形で披露されることがあるかと思えます。今回の検討委員会の報告は、そういった意味では到達点ではあるんですけども、今後、この古都保存を守るということに関しては、出発点でもある、第2段階の出発点でもあると思っておりますので、事務局と今後、さまざまな事業や政策に今回の小委員会報告を反映させていくことができればというふうに考えております。

以上、雑ぱくではございますが、今回の小委員会につきまして私の報告とさせていただきます。本当にありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

【事務局】 本日は、委員の皆様から大変貴重なご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。また、古都保存のあり方検討小委員会の委員の皆様には、専門的な見地から1年間にわたり精力的にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

今後、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則第3条第5項に基づき、本日議決された事項につきまして、都市計画・歴史的風土分科会長に報告を行います。この報告をもちまして、古都保存のあり方検討小委員会は解散となり、小委員会の委員の皆様も任期満了となります。重ねて厚く御礼申し上げます。

それでは最後に、大臣官房審議官よりご挨拶をさせていただきます。

【大臣官房審議官】 本日は熱心なご審議、大変ありがとうございました。本日の部会、またこれまでの小委員会におきまして、非常に建設的かつ貴重なご意見を賜ったことに対しまして、厚く御礼申し上げます。具体的には古都保存に関しましては、歴史的風土の保存の担い手の話、サポーターの拡大、また歴史的風土の価値の情報発信・理解増進といったようなことにつきましてご意見をいただきました。また、歴史まちづくりにつきましては、民間資金の一層の活用による歴史文化資産の保全・活用、景観施策の充実による地域の魅力向上といった点につきまして、さまざまな見地からご意見をいただいたところでございます。これらの内容を報告に盛り込んでいただいたところでございます。

また、本日、この報告の内容につきまして、ある意味でパラダイムシフトという形になっておりますので、その点をよく普及啓発をするようにというご意見をいただいたり、また、これをいかに実践していくかということについてもご意見を頂戴したところでございます。国土交通省といたしましても、この報告を踏まえまして、古都保存の根幹となります歴史的風土のより充実したマネジメントを図ってまいりたいと考えておりますし、まず、この歴史的風土保存計画の変更などの対応もしてまいりたいと考えております。また、歴史まちづくりにつきましては、地域の魅力向上を進められるよう、なお一層、認定都市への支援、またこれから認定を受けようという都市への支援に努めてまいりたいと考えております。

昨年8月から1年という長期間にわたりまして、部会長兼小委員長をはじめといたしまして各委員の皆様には大変ご尽力をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。引き続き古都保存、歴史まちづくり行政につきまして一層のご理解、ご支援を賜ることをお願い申し上げて、私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【事務局】 それでは、以上をもちまして第21回歴史的風土部会及び第6回古都保存のあり方検討小委員会合同会議を閉会いたします。長時間にわたりご審議いただきまして、ありがと

うございました。

なお、本日の資料につきましては、机の上にそのまま置いていただければ、後日郵送させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —